

令和2年7月1日

有限会社スペースエモーション 御中

GLOBAL UNION (認証番号101)
首都圏青年ユニオン連合会
福岡県福岡市博多区博多駅東2-8-27
博多駅東パネスビル2F
執行委員長
組合員



団体交渉開催申入書

令和2年5月27日に、貴社より団体交渉申入につき、交渉内容等を教示して頂きたいとの旨のご連絡を頂きましたので、ご連絡させて頂くと共に、改めて労働組合法第7条-2に基づき団体交渉の開催を下記のとおり申し入れます。

記

1 交渉項目 (各項目の詳細は別紙による)

- (1) 不当解雇事実について
- (2) 不当解雇に基づく逸失利益及び慰謝料の支払要求について
- (3) 時間外労働に対する未払賃金の支払要求について

2 交渉日時

令和2年7月13日(月)から8月12日(水)までのいずれか。時間はいずれも14:00から2時間程度とします。

3 開催場所

福岡市内の貸会議室 (当組合にて準備)

4 出席者

当組合役員若干名及び 氏。貴社におかれましては、本件につき決裁権限のある方がご参席下さい。

5 回答期限

団体交渉開催候補日時については、令和2年7月10日(金)までに、書面にてご連絡下さい。

以上

交渉項目

1 不当解雇の事実に基づく逸失利益請求及び慰謝料請求

当組合の聴取によると、当組合員・ 氏（以下、「 氏」という。）は、令和2年5月1日に、突如として何ら理由の説明もなく、「もう来なくていい」との言葉のみで、解雇を通告され、それ以来、貴社に就社を拒否されております。当該事実は、労働契約法第16条に明らかに違反するものです。

従って、当組合は貴社に対し、5月1日から現在に至るまでの賃金相当額の逸失利益、若しくは法定通りの解雇予告手当の支払い、及び「突然就社を阻害され、従業員たる身分を剥奪される」という極めて違法性の高い解雇を受けたことによる慰謝料を要求します。

2 時間外労働に対する未払賃金の支払要求

貴社も当然ご承知の通り、使用者は、原則として労働者を1日8時間、1週間40時間を超えて働かせることができないものとされており（労基法32条）、法定時間外労働に対して法定割増率に基づく割増賃金を支払うことが義務付けられています（同法37条）。

しかし、当組合は、 氏からの聴取により、同氏が貴社での勤続期間において相当程度の法定時間外労働を行ったにもかかわらず、当該時間外労働に対する賃金の支給を受けられていないとの事実を確認致しました。当該事実は、明らかに労基法第37条に違反するものです。

従って、当組合は貴社に対し、時間外労働時間に応じた未払賃金及びこれに対する 氏の退職日翌日から支払済みまでの年14.6%の割合による遅延利息（賃金の支払の確保等に関する法律第6条1項）の支払いを要求致します。

3 なお、貴社は、明白な不当解雇及び未払賃金の事実につき、「貴組合の指摘事実はありません」と回答されておられますので、当組合では、貴社が、自社の実態を把握する調査能力がない可能性が高いと考えております。そのため、未払賃金等の計算は当組合で行いますので、以下の書類につき、速やかな提示を要求致します。

記

(1) 就業規則（賃金規程を含む）

※労働基準監督署の受理員のあるもの

(2) 氏の就労中の全期間についての就業時間記録（出勤簿・タイムカード等）

(3) 氏の就労中の全期間についての賃金台帳

(4) 氏の就労中の全期間における雇用契約書又は労働条件通知書

※ 氏の署名又は記名押印のあるもの

(5) 氏が就業規則又は雇用契約書若しくは労働条件通知書に明記された解雇要件に該当することが明白である資料

4 最後に、上記要求資料は、法令を遵守する企業であれば、当然整備されているものであり、収集に当たり、貴社に負担を強いる性質のものではありません。また、労働組合法7条2号により、使用者には、団体交渉に応じる義務が課されています。

そのため、万一貴社から資料提示がない場合及び貴社が団体交渉に応じない場合は、コンプライアンスを徹底し、社会正義を実現するため、労働基準監督署及び雪印乳業株式会社並びにそのグループ企業、関連企業に対し、「違法な労務管理及び不当な退職強要並びに故意の賃金未払を行っている悪質な企業（販売店）が存在する」旨を通報させていただきます。

以上